

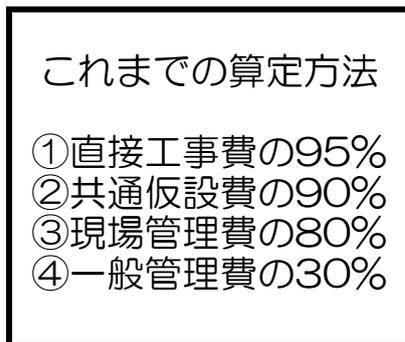
低入札価格調査基準価格の見直しについて

国土交通省では平成23年度、低入札価格の基準となる調査基準価格の算定方法について見直しを行いました。が、**平成25年5月16日以降に入札公告等**をする工事について再度算定方法を見直す旨、本省大臣官房長から通知がありましたのでお知らせします。

今回見直しされる算定方法の概要は次のとおりです。

<調査基準価格の算定方法>

H23.4～



H25.5.16～



<低入札価格調査基準価格とは>

低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

※ 低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）の判定となる一般管理費等については、30%のままとして変更なし。

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格。
- この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札調査基準価格の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

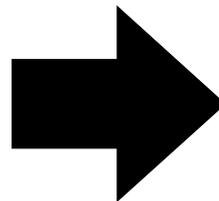
【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05



今回(H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。